平成２２年（フ）第１７１５号
福岡市博多区東那珂１丁目10番29号
債務者　村瀬慎一郎
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７１６号
福岡市博多区東那珂１丁目10番29号
債務者　村瀬比呂美
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７２５号
福岡県糟屋郡志免町南里３丁目９番30号　庚申荘２号
債務者　南里とよ子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７２６号
福岡県糟屋郡新宮町大字下府410番地１ピュアロイアルⅡ101号
債務者　川口　泰代
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７３７号
福岡市博多区住吉４丁目23―２―203
債務者　溝口　功二
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７４４号
福岡市博多区上呉服町２番26―402号
債務者　尾上　和行
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７４５号
福岡市博多区竹下１丁目19番12―702号
債務者　畑中　節子（旧姓栗山）
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７５９号
福岡県糟屋郡志免町南里７丁目６番16号　宝石荘102号
債務者　衛藤　次郎
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７６０号
福岡県糟屋郡志免町南里７丁目６番16号　宝石荘102号
債務者　衛藤　明美
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７６４号
福岡県古賀市今の庄２丁目13番24号
債務者　上村　郁子（旧姓武部）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７６７号
福岡県筑紫郡那珂川町道善２丁目47番地　メゾンドール渡辺505号
債務者　大久保　勉
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７７９号
福岡県宗像市日の里４丁目22番地６コンフォート12　305号
債務者　岸　嘉世子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７８３号
福岡市西区愛宕浜２丁目１番13―204号
債務者　中島　優子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７８９号
福岡市東区箱崎７丁目15番７―202号
債務者　川添　遥佳
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７９０号
福岡県筑紫野市杉塚１丁目11番18号
債務者　本村　　剛
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８０６号
福岡市南区花畑３丁目33番24号
債務者　荒木　元聡
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８１０号
福岡県筑紫野市湯町１丁目９番６―402号
債務者　角屋みどり（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８２２号
福岡市南区警弥郷２丁目２番６―102号
債務者　松木　隆義
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部